

(3) 農林業災害への危機管理の強化

ア 災害等への備え

(ア) 農林業災害に備えた体制の整備

近年、多発する台風や大雪などの自然災害等に備えて、収入保険や農業共済等の農業保険への加入を促進します。

ハウス等の生産施設については、災害に強い産地体制の構築に向け、「千葉県園芸産地における事業継続推進計画（令和3年2月策定）」に基づき、技術対策や国庫事業等を活用した補強対策・非常用電源の共同利用の確保等を推進します。

【主な事業】 ・ 農業保険制度

(イ) 農村の減災・防災対策

「防災重点農業用ため池[※]に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和2年法律第56号。）に基づき、人的被害が発生する恐れのある防災重点農業用ため池に係る防災工事等を計画的に推進し、ため池の決壊による水害その他の災害を未然に防止します。

千葉管内の防災重点農業用ため池21箇所について、緊急時の迅速な避難行動につながるハザードマップの作成、劣化状況評価及び豪雨耐性評価などのソフト対策や施設の適切な維持、補修、改修に向けたハード対策を推進します。

【主な事業】 ・ ため池整備事業

指標目標	現状 (R2)	目標 (R7)
防災工事事業化地区数	—	2

※防災重点農業用ため池：農業用ため池であって、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、特措法に基づき都道府県知事が指定したもの。

(ウ) 災害に強い森林づくり

令和元年房総半島台風等の災害で被災した森林の復旧や、市道等のインフラ施設周辺の森林における、被害の軽減や未然防止に寄与する森林整備への支援を行います。

また、山腹崩壊や土砂の流出による災害の発生を軽減するため、山地治山事業などの山地災害対策を推進します。

(エ) 急性悪性家畜伝染病への対応

近年多発する高病原性鳥インフルエンザや豚熱など急性悪性家畜伝染病が発生しないよう、家畜保健衛生所と協力・連携し、飼養衛生管理基準の遵守など畜産農家の衛生対策について注意喚起・啓発します。

また、万が一の発生に備え、迅速に従事・出動できる農業事務所内の体制を整備し、発生時の早急な対応に努めます。

(オ) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症に係る支援策や農業保険制度、感染防止対策を周知します。

また、感染症拡大に伴う農林産物の需要の減少に対応し、家庭での需要を喚起するため、イベントやパンフレット及びホームページ等を通じて地域の農林産物を幅広く周知し、地産地消を推進します。

【主な事業】 ・ 農業保険制度

イ 危機管理体制の強化

風水害等による農林業災害発生時の速やかな情報収集や災害対応に向け、管内市等との情報を共有するとともに、農林業の復旧・復興に迅速に対応するための体制を構築し、各種復旧・復興施策を活用した農業者への支援等に取り組みます。

また、台風等、事前に農作物等への被害の発生が予知できる場合、関係機関との連携を図りながら農業者へ技術対策を伝達するなど、農作物等の被害の軽減に向けた取組を行います。